

障害者等の給付対象用具種目表

種目	品目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台 (身体障害者のみ)	下肢又は体幹機能障害２級以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	169,400円	8年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害１級の身体障害者（常時介護を要する者に限る。）、下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児、重度又は最重度の知的障害者・児（原則として３歳以上の者）、精神障害者手帳１級以上の精神障害者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの。	21,560円	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害１級であって、常時介護を要する者（原則として学齢児以上の者）	尿が自動的に吸引されるもので、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの。	73,700円	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上で、入浴に当たって家族等他人の介助を要する者（原則として３歳以上の者）	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	82,400円	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上で、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者（原則として学齢児以上の者）	障害者（児）又は介助者が容易に使用し得るもの。	16,500円	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上の者（原則として３歳以上の者）	介護者が重度身体障害者（児）を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
	訓練いす (児のみ)	下肢又は体幹機能障害２級以上（原則として３歳以上の者）	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	33,100円	5年
	訓練用ベッド (児のみ)	下肢又は体幹機能障害２級以上（原則として学齢児以上の者）	腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの。	159,200円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者・児であって、入浴に介助を必要とする者（原則として３歳以上の者）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者（児）又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	99,000円	8年
	便器	下肢又は体幹機能障害２級以上（原則として学齢児以上の者）、精神障害者手帳１級以上の精神障害者	障害者（児）が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,900円 手すり付きの場合 5,400円増し	8年
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者で、起立・歩行時に頻繁に転倒する者、重度又は最重度の知的障害者・児及び精神障害者手帳１級以上の精神障害者でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者	ヘルメット型で、転倒の際に衝撃から頭部を保護する機能を有するもの。 A：スポンジ、革を主材料 B：スポンジ、革、プラスチックを主材料	A 15,656円 B 37,852円 （価格はオーダーメイドの場合に適用。既製品は上記価格の８０％の範囲内の額）	3年
	歩行補助つえ (一本杖のみ)	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害者で、歩行障害があり、支持が必要な者	T字状・棒状のつえ。	木材、ニス塗装 2,266円 軽金属、塗装なし 3,090円 (1本当り)	3年

			夜光材付は422円 (全面夜光材付は1,236円) 増し 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合267円増し	
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者(原則として3歳以上の者)	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	66,000円	8年
火災警報器	障害等級2級以上の身体障害者・児、重度又は最重度の知的障害者・児、精神障害者手帳1級以上の精神障害者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者・児のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。ただし、1世帯につき2台を限度とする。	15,500円	8年
自動消火器	障害等級2級以上の身体障害者・児、重度又は最重度の知的障害者・児、精神障害者手帳1級以上の精神障害者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者・児のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	28,700円	8年
電磁調理器	視覚障害2級以上の身体障害者、18歳以上の重度又は最重度の知的障害者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの。	41,000円	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上(原則として学齢児以上の者)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	10,500円	10年
聴覚障害者用屋内信号装置(身体障害者のみ)	聴覚障害2級(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。(サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む)	87,400円	10年
聴覚障害者用屋内信号装置(火災警報機用)(身体障害者のみ)	聴覚障害2級(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	火災警報器の音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。ただし、火災警報器と同時に申請する場合に限る。	23,100円	10年
在宅療養等支援用				
透析液加温器	じん臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者(原則として3歳以上の者)	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	51,500円	5年
ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者・児であって、必要と認められる者	障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの。	39,600円	5年
電気式たん	呼吸器機能障害3級以上又は同程度	障害者(児)又は介護者が容易	62,040円	5年

具	吸引器	度の身体障害者・児であって、必要と認められる者	に使用し得るもの。		
	酸素ボンベ 運搬車 (身体障害者のみ)	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの。	17,000円	10年
	視覚障害者用 体温計(音声式)	視覚障害２級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る)(原則として学齢児以上の者)	容易に使用し得るもの。	9,000円	5年
	視覚障害者用 体重計 (身体障害者のみ)	視覚障害２級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	18,000円	5年
情報・ 意志疎 通支 援用具	携帯用会話 補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者・児又は肢体不自由者・児であって、発声・発語に著しい障害を有する者(原則として学齢児以上の者)	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得るもの。	98,800円	5年
	情報・通信支援 用具	上肢機能障害または視覚障害２級以上で、周辺機器を使用しなければ、パソコンの操作が困難であると認められる者(原則として学齢児以上の者)	障害者向けのパソコン周辺機器やアプリケーションソフト等をいう。	100,000円	5年
	点字ディス プレイ (身体障害者のみ)	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級)の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	383,500円	6年
	点字器	視覚障害者・児であり、視力の低下、視野狭窄がある者	視覚障害者(児)が容易に使用できるもの。(点筆を含む)	標準型 10,712円 携帯用 7,416円	5年
	点字タイ プライター	視覚障害２級以上(本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	容易に操作できるもの。	63,100円	5年
	点字図書	主に点字により情報を入手している視覚障害者・児	点字により作成された図書(月間・週間等で発行される雑誌を除く)	—	—
	視覚障害者用 ポータブルレ コーダー	視覚障害２級以上 (原則として学齢児以上の者)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	6年
	視覚障害者用 地デジ対応ラ ジオ	視覚障害２級以上(原則として学齢児以上のもの)	地上デジタル放送に対応し、かつ緊急地震速報を受信するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	29,000円	6年
	視覚障害者用 活字文書読上 げ装置	視覚障害２級以上 (原則として学齢児以上の者)	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	99,800円	6年
	眼鏡型文字読 上げ器	視覚障害２級以上(原則として学齢児以上の者)	眼鏡に装着したカメラで撮影した文字を文字認識技術で変換し読み上げるもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	321,840円	5年
	視覚障害者用	視覚障害者・児であって、本装置	画像入力装置を読みたいもの	198,000円	8年

	拡大読書器	により文字等を読むことが可能になる者（原則として学齢以上の者）	(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。		
	視覚障害者用時計（身体障害者のみ）	視覚障害２級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	触読時計 10,300円 音声時計 13,300円	10年
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者・児又は発声・発語に著しい障害を有する者（児童）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者（原則として学齢以上の者）	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者（児）が容易に使用できるもの。	71,000円	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者・児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	88,900円	6年
	人工内耳体外部装置	現に人工内耳を装着している聴覚障害者・児で、医療保険等の給付制度を利用して本装置の買い替えができないと判断された者	現に装着する人工内耳に音声等を電気信号に変換して送信する機能を有するもので、聴覚障害者・児が容易に使用できるもの	700,000円	5年
	人工喉頭	音声・言語障害者で、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難なもの（主に喉頭摘出者を対象）	笛式 呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。 電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	5,150円 気管カニューレ付は3,193円増し 72,203円 （電池又は充電器を含む）	4年 5年
排泄管理支援用具	ストーマ装具	消化器系	直腸機能障害者で、人工肛門のストーマを造設した者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型または下部開放型の収納袋とする。（皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。）	9,460円 （1か所当たりの月額）
		尿路系	膀胱機能障害者で、尿路変向（更）のストーマを造設した者	密封型の収納袋で尿処理用のものとする。（皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。）	12,430円 （1か所当たりの月額）
	紙おむつ	次のいずれかに該当し、紙おむつ等の用具類を必要とする者（原則として3歳以上の者） ア 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ装具を装着することができない者 イ 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排便、排尿機能障害のある者 ウ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者 エ 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者 オ 四肢又は体幹機能障害２級以上かつ重度又は最重度の知的障害者・児で、排尿若しくは排便の意思表示が困難な者		紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品	12,360円 （月額）

	収尿器	膀胱機能障害者で、排尿のコントロールが困難な者、尿路変更のストーマを造設した者	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする 男性用 ラテックス製又はゴム製 普通型 簡易型 女性用 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋を導尿ゴム管付（採尿袋20枚を1組とする）	7,931円 5,871円 8,755円 6,077円	1年
住宅改修	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であつて障害等級3級以上の者又は視覚障害者2級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）（原則として3歳以上の者）	障害者（児）の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000円 （1住宅につき上記の額を上限とし、この額に達するまで、何度でも給付できるものとする。なお、転居後の住宅についても同様とする。）	—

注

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 入浴補助用具、移動・移乗支援用具、聴覚障害者用屋内信号装置及び情報・通信支援用具については、用具の種類が異なる場合に限り、最初の支給決定日から耐用年数の範囲内で、基準額を上限とし複数回申請することができる。
- 3 点字図書の給付は、給付対象者1人につき年間6タイトル又は24巻に相当する点字図書を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものは、この限りでない。

別表第2（第3条関係）

患者等の給付対象用具種目表

種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
便器	常時介助を要する者	患者等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	便器 4,900円 てすり 5,400円	8年
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥創の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	21,560円	5年
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	169,400円	8年
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	73,700円	5年

体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	16,500円	5年
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、患者等又は介助者が容易に使用し得るもの	99,000円	8年
車いす(小児慢性特定疾病児童等のみ)	下肢が不自由な者	対象者の身体機能を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	77,440円	5年
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ等であって、患者等の身体機能の状態を十分に踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	66,000円	8年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	62,040円	5年
ネブライザー	呼吸器機能に障害のある者	患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	39,600円	5年
移動用リフト(難病患者等のみ)	下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井歩行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
居宅生活動作補助用具(難病患者等のみ)	下肢又は体幹機能に障害のある者	患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000円	—
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	166,320円	8年
訓練用ベッド(難病患者等のみ)	下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年
自動消火器(難病患者等のみ)	火災発生の感知及び非難が著しく困難な患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し得るもの	28,700円	8年
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、患者等が容易に使用し得るもの	173,250円	5年
頭部保護帽(小児慢性特定疾病児童等のみ)	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,380円	3年
クールベスト(小児慢性特定疾病児童等のみ)	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	22,000円	2年

紫外線カットクリーム (小児慢性特定疾患児童等のみ)	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者		紫外線をカットできるもの	41,580円 (年額)	—
ストーマ用装具 (小児慢性特定疾患児童等のみ)	消化器系	人工肛門を造設した者	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	113,520円 (年額)	—
	尿路系	人工膀胱を造設した者	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	149,160円 (年額)	—
人工鼻 (小児慢性特定疾患児童等のみ)	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者		対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	128,700円	—